

目黒区立のぞみ寮の管理運営に関する仮基本協定書

平成 30 年 10 月 31 日

目 次

第 1 章 総則	3
第1条 (本協定の目的)	3
第2条 (本協定の失効)	3
第3条 (指定管理者の責務)	3
第4条 (基本協定と本協定との関係)	3
第5条 (用語の定義)	3
第6条 (管理物件)	3
第7条 (指定期間及び本協定の期間)	4
第8条 (会計年度)	4
第 2 章 管理の業務に関する基本事項	4
第9条 (管理の業務の範囲)	4
第10条 (甲が行う業務の範囲)	4
第11条 (管理施設の修繕)	4
第12条 (管理の業務の実施条件)	4
第13条 (管理の業務範囲及び業務実施条件の変更)	4
第 3 章 管理の業務の適正実施	5
第14条 (管理の業務の実施)	5
第15条 (開業準備)	5
第16条 (管理の基準)	5
第17条 (個人情報の保護)	5
第18条 (情報公開・自己情報開示等)	5
第19条 (要望・苦情に対する処理)	5
第20条 (第三者による実施)	6
第21条 (緊急時の対応)	6
第22条 (危機管理マニュアルの作成)	6
第23条 (危機管理マニュアルの遵守)	6
第 4 章 管理の業務実施に係る甲の調査・確認事項	6
第24条 (管理の業務に関する情報の提供)	6
第25条 (事業計画書)	6
第26条 (月次等報告事項)	7
第27条 (事業報告書)	7
第28条 (管理の業務実施状況の調査と改善勧告)	7
第29条 (監査委員の監査)	8
第 5 章 管理経費	8
第30条 (管理経費の支払い)	8
第31条 (管理経費の変更)	8
第32条 (管理の業務の実施に係る指定管理者の口座)	8

第33条	(会計の区分)	8
第6章	財産管理	8
第34条	(甲による物品の貸与)	8
第35条	(乙による物品の購入等)	9
第7章	損害賠償及び不可抗力等責任分担	9
第36条	(損害賠償等)	9
第37条	(第三者への賠償)	9
第38条	(保険)	9
第39条	(不可抗力発生時の対応)	9
第40条	(不可抗力によって発生した費用等の負担)	9
第41条	(不可抗力による一部の業務実施の免除)	10
第42条	(その他責任分担)	10
第8章	指定期間の満了	10
第43条	(業務の引継ぎ等)	10
第44条	(原状復帰義務)	11
第45条	(本協定終了時における物品の取扱い)	11
第9章	指定期間満了以前の指定の取消し等	11
第46条	(甲による指定の取消し等)	11
第47条	(違約金)	12
第48条	(不可抗力による指定の取消し)	12
第49条	(施設の見直しによる指定の取消し)	12
第50条	(指定期間終了時の取扱い)	12
第10章	その他	12
第51条	(暴力団排除)	12
第52条	(権利・義務の譲渡の禁止)	13
第53条	(目的外使用)	13
第54条	(連絡調整会議等の設置)	13
第55条	(自主事業)	13
第56条	(協定の変更)	13
第57条	(管轄裁判所)	13
第58条	(疑義についての協議)	13

目黒区立のぞみ寮の管理に関する仮基本協定書

目黒区（以下「甲」という。）と社会福祉法人いたるセンター（以下「乙」という。）とは、次のとおり、目黒区立のぞみ寮（以下「本施設」という。）の管理に係る仮基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、基本協定書は仮基本協定の締結後、管理開始前に別途締結する。

第1章 総則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（本協定の失効）

第2条 本協定は、平成 30 年目黒区議会第 4 回定例会において、区を指定管理者に指定するとの議決を受けることができないときは、当然に失効する。

（指定管理者の責務）

第3条 乙は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）その他の関係法令及び目黒区立知的障害者グループホーム条例（平成 5 年 12 月目黒区条例第 26 号。以下「条例」という。）その他関係規程等並びに本協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、本施設が円滑に運営されるように管理しなければならない。

2 乙は、管理の業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（基本協定と本協定との関係）

第4条 甲と乙は、基本協定を締結するにあたっては、本協定で合意した各事項を基本事項として定めるものとする。

2 本協定で合意した事項を変更する必要があるときは、甲にとって不利益にならない限りにおいて、甲、乙協議の上、変更することができる。なお、変更する場合においては、その変更内容が公共性、公平性に反しないものであることとする。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙 1 のとおりとする。

（管理物件）

第6条 管理の業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からな

る。管理施設及び管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

(指定期間及び本協定の期間)

第7条 指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日とし、本協定の期間は、協定締結後から指定期間の終期までとする。

(会計年度)

第8条 管理の業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 管理の業務に関する基本事項

(管理の業務の範囲)

第9条 管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条に規定する事業に関する業務
- (2) 施設及び器具等（以下「施設等」という。）の日常の維持管理に関する業務
- (3) 施設の設定等の保全及び修繕（甲が指定するものに限る。）に関する業務
- (4) その他区立施設として必要な業務（会議、研修、調査等）

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙3仕様書（業務基準書）に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第10条 次の各号の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 使用料の強制徴収業務
- (2) 本施設における目的外使用許可
- (3) 管理施設の改造、増築、移設業務

(管理施設の修繕)

第11条 管理施設の修繕については、1件につき30万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のもので、施設の主要構造部又は設備の機能に影響を及ぼさない範囲の工事については、乙が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、1件30万円以上であっても単なる部品交換などの簡易な工事については、この限りでない。

2 工事範囲の詳細については別紙3仕様書（業務基準書）に従うこととする。

(管理の業務の実施条件)

第12条 乙が管理の業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、別紙3仕様書（業務基準書）に示すとおりとする。

(管理の業務範囲及び業務実施条件の変更)

第13条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知を持って第9条で定めた管理の業

務の範囲及び第 10 条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 管理の業務の範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う管理経費の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第3章 管理の業務の適正実施

(管理の業務の実施)

第14条 乙は、本協定、年度協定、条例、及び関係法令等のほか、提案書に従って管理の業務を実施するものとする。

- 2 本協定、提案書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、提案書の順にその解釈が優先されるものとする。

(開業準備)

第15条 乙は、指定開始日に先立ち、管理の業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 乙は、指定開始日に先立ち、甲又は甲が指定するものから管理の業務について引継ぎ等を受けなければならない。当該引継ぎ等の内容、期間等は別に定める。
- 5 前項の引継ぎ等に要する経費は原則として乙の負担とする。ただし、それによりがたい特別な事情があると甲が認めた場合は、甲と乙との協議により費用負担について別に定めるものとする。

(管理の基準)

第16条 乙は、条例第 4 条の 6 に定める管理の基準を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、管理の業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別紙 4「目黒区立のぞみ寮の管理の業務に係る個人情報取扱覚書」を遵守しなければならない。

(情報公開・自己情報開示等)

第18条 乙は、本施設の管理の業務に関する情報の公開及び本施設の管理の業務に当たり保有する個人情報の本人への開示等を行うため必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、前項の必要な措置を講ずるに当たっては、規程を定め、これに従い行わなければならない。また、この規程は、甲が示す基準を満たすものでなければならない。

(要望・苦情に対する処理)

第19条 施設利用者からの要望・苦情に対しては、乙の管理の業務の範囲内の事項については、乙

が第一次的に対応するものとする。また、対応に当たっては、要望・苦情に関する責任者を設置し、適切な対応を行うものとする。

- 2 前項の責任者は、苦情・要望に対しては必ず速やかに回答をすることとする。
- 3 区の権限に属する要望事項については、区へ適切に引き継ぐものとする。

(第三者による実施)

第20条 乙は、管理の業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙が管理の業務を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、管理の業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(緊急時の対応)

第21条 指定期間中、管理の業務の実施に関連して事故、紛争及び災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(危機管理マニュアルの作成)

第22条 乙は、基本協定に基づく官吏の業務開始前に危機管理マニュアルを作成し、甲の承認を受けなければならない。

(危機管理マニュアルの遵守)

第23条 乙は、基本協定に基づく官吏の業務の実施にあたり危機管理マニュアルを遵守するとともに、従事者が危機管理マニュアルを適正に遵守するために必要な従事者教育を実施しなければならない。

第4章 管理の業務実施に係る甲の調査・確認事項

(管理の業務に関する情報の提供)

第24条 乙は、管理の業務の実施に伴い、作成し又は取得した情報について、甲から求めがあったときは、速やかに甲に提供しなければならない。

(事業計画書)

第25条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、次の各号に示す事項を記載した事業計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 翌年度の事業計画
- (2) 翌年度の収支予算

(3) その他甲が指示する事項

- 2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙との協議により決定するものとする。

(月次等報告事項)

第26条 乙は毎月終了後10日以内(第1号に掲げる報告は毎月末まで)に次の各号に示す事項を記載した月報を甲に報告するものとする。

- (1) 翌月の月間行事予定表
- (2) 管理施設の利用状況
- (3) 管理の業務の実施状況
- (4) 利用者等からの要望・苦情とその対応状況
- (5) その他甲が指示する事項

- 2 乙は四半期終了後10日以内に、次に示す事項を記載した四半期総括書を甲に報告するものとする。

- (1) 精算項目に係る支出事項

(事業報告書)

第27条 乙は、毎年度終了後、30日以内に管理の業務に関し、次の各号に示す事項を記載した事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況
- (2) 管理施設の利用状況
- (3) 管理経費等の収支状況等
- (4) その他甲が指示する事項

- 2 乙は、甲が第46条又は第48条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- 3 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

なお、甲は、提出された事業報告書について、甲が行う乙の管理業務の評価の結果とともに公表するものとする。

(管理の業務実施状況の調査と改善勧告)

第28条 甲は、事業報告書の確認のほか、乙による管理の業務実施状況を調査することを目的として、随時、管理物件への立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して管理の業務の実施状況や管理経費等の収支状況等について説明を求め、必要な指示をすることができる。

- 2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

- 3 前条及び本条第1項による調査の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

- 4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(監査委員の監査)

第29条 乙は、目黒区監査委員により経理などの状況についての監査の請求があった場合、これを受けなければならない。

2 乙は、前項に定める監査により業務改善の指摘があった場合は、速やかにそれに対する是正措置を行わなければならない。

第5章 管理経費

(管理経費の支払い)

第30条 甲は、業務実施の対価として、乙に対し、管理経費を支払うものとする。

2 甲が乙に対して支払う管理経費及び支払い方法の詳細については、別途「年度協定」に定めるものとする。

(管理経費の変更)

第31条 管理経費の額を変更すべき特別な事情が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(管理の業務の実施に係る指定管理者の口座)

第32条 乙は、管理の業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、管理の業務に固有の銀行口座を開設するものとする。

(会計の区分)

第33条 乙は、管理の業務の実施に係る会計を、乙が行う他の業務の会計と別に区分し、適切に管理するものとする。

第6章 財産管理

(甲による物品の貸与)

第34条 甲は、別紙2に示す物品（Ⅰ種）及び物品（Ⅱ種）を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、物品（Ⅰ種）及び物品（Ⅱ種）を常に良好な状態に保つものとし、修繕について行うものとする。なお、物品の適正な管理に係る業務については、別紙3仕様書（業務基準書）のとおりとする。

3 物品（Ⅰ種）が経年劣化等により管理の業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

4 乙は、故意又は過失により物品（Ⅰ種及びⅡ種）を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(乙による物品の購入等)

第35条 乙は、別紙2の物品(Ⅱ種)の再整備指定物品のうちB分類については、経年劣化等により管理の業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、自己の費用で当該物品を購入又は調達しなければならない。

- 2 別紙2の物品(Ⅱ種)の再整備指定物品のうちA分類については、管理の業務実施のために供することができなくなった場合は、甲が、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
- 3 乙は、第1項に定めるもののほか、物品(Ⅲ種)として、乙の任意により物品を購入又は調達し、管理の業務実施のために供することができるものとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力等責任分担

(損害賠償等)

第36条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

- 第37条 管理の業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第38条 管理の業務の実施に当たり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 火災保険

- 2 管理の業務の実施に当たり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 施設賠償責任保険

(不可抗力発生時の対応)

第39条 不可抗力の発生した場合、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第40条 不可抗力の発生に起因して乙に損害や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面を持って甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可

抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第41条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により管理の業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を管理経費から減額することができるものとする。

(その他責任分担)

第42条 管理の業務に関する甲と乙の責任の分担については以下の表のとおりとする。

責任分担表

項目	想定される事項	責任分担	
		甲	乙
法令等の新設・変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令や制度等の新設・変更	事案ごとに協議	
物価・人件費	社会経済状況の変化に伴う指定期間中の物価・人件費の変動		○
金利	金利変動		○
運営費の増加	甲の事情による要因以外の要因による運営費の増加		○
事業終了時の費用	管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における指定取消しによる指定管理者の撤収費用		○

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第43条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、管理の業務の引継ぎ等を行わなければならない。当該引継ぎ等の内容、期間等は別に定める。

- 2 乙は、前項の引継ぎを行うに当たっては、事前に管理の業務の実施に必要な資料等を引継資料として整備・保管し、甲又は甲が指定するものに対し、引継資料を引き継ぐとともに、業務の引継ぎを円滑に実施しなければならない。
- 3 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 4 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第44条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(本協定終了時における物品の取扱い)

第45条 本協定の終了に際し、物品の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 物品 (I種) 及び物品 (II種) のうち指定管理者が購入又は調達していないものは、

乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

(2) 物品 (III種) については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消し等

(甲による指定の取消し等)

第46条 甲は、条例第4条の4第2項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 乙が甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 指定に当たって乙の不正行為が明らかになったとき。
- (4) 乙が差押、仮差押又は仮処分などにより業務の継続が困難になったとき。
- (5) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき。
- (6) その他乙が管理業務を継続することが適当でないと甲が認めるとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、目黒区行政手続条例（平成8年3月目黒区条例1号）の規定に従って行うものとする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(違約金)

第47条 乙は、前条第1項の規定により指定を取り消された場合、甲に対して年度協定に規定する管理経費の額の10分の1の額に相当する違約金を支払わなければならない。ただし、甲が認めたときは、この限りではない。

(不可抗力による指定の取消し)

第48条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、管理の業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項における取消しによって乙に発生する損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(施設の見直しによる指定の取消し)

第49条 甲は、施設の見直しに伴い、指定期間満了前に管理の業務を終了しようとするときは、指定の取消しに係る補償について乙と協議するものとする。

2 前項の協議は、甲が管理の業務を終了しようとする12月前までに文書により申し出るものとする。

3 前項の申出を経て行う指定の取消しによって乙に発生する損失の補償は、施設の見直しに直接起因し、かつ、合理性が認められる損失を対象とし、その余の補償については補償の対象としないことを原則として、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第50条 第38条及び第40条の規定は、第41条又は第48条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

第10章 その他

(暴力団排除)

第51条 乙は、目黒区暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、次に掲げる暴力団排除条項を遵守するものとする。

(1) 乙の役員又は使用人(乙の代表者及び乙の役員(役員として登記又は届出等はされていないが実質上経営や運営に関与している者を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員等をいう。以下同じ。)が、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)ではないこと。また、暴力団員等が、経営や運営に事実上参加していないこと。

(2) 乙の役員又は使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を供与し、又は暴力団の

維持若しくは運営に協力しないこと。

(3) 乙の役員又は使用人が、自らの団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しないこと。

(4) 乙の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有しないこと。

(5) 乙の役員又は使用人が、管理の業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合の受託者が前各号のいずれかの規定に抵触するものであると知りながら、当該契約を締結しないこと。

2 目黒区暴力団排除条例第10条第1項の規定に基づく利用の不承認及び利用の承認の取消しについては、第15条本文及び第16条本文の規定を準用する。この場合において、乙は、公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する疑いのあるときは、速やかに甲に通知するものとし、甲と連携してこれに対処するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第52条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(目的外使用)

第53条 乙は、利用者の利便性を図るため、条例第4条の2に規定する管理の業務以外で施設を使用する場合、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。

(連絡調整会議等の設置)

第54条 甲と乙は、管理の業務を円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議等を設置するものとする。

(自主事業)

第55条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ管理の業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途、自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(協定の変更)

第56条 管理の業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(管轄裁判所)

第57条 本協定に関する管轄裁判所は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

(疑義についての協議)

第58条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年10月31日

甲（地方公共団体）

所在地 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

名称 目黒区

代表者 目黒区長 青木英二

印

乙（指定管理者）

所在地 東京都杉並区天沼一丁目15番18号

名称 社会福祉法人いたるセンター

代表者 理事長 谷山哲浩

印

別紙1 用語の定義

- (1) 「指定期間」とは、目黒区議会で議決された指定期間のことをいう。
- (2) 「管理経費」とは、甲が乙に対して支払う管理の業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 「自主事業」とは、本協定で示された管理の業務の範囲内の業務であって、別紙3仕様書（業務基準書）に示されていない、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (4) 「提案書」とは、本施設の指定管理者の公募に当たり、乙が提出した事業計画書のことをいう。
- (5) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- (6) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (7) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規程を言う。

別紙2 管理物件

1 管理施設

(1) 名称及び所在地

名 称： 目黒区立のぞみ寮

所在地： 東京都目黒区目黒三丁目4番4号

(2) 施設概要

構 造： 鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階（3階の一部）

床面積： 401,59㎡

(3) その他

管理施設には、建物に付帯する植栽その他の施設を含むものとする。

2 管理物品

別途確定次第、作成する。

別紙3 仕様書（業務基準書）

第1 管理業務の細目

1 第3条に規定する事業に関する業務

次に掲げる業務を行うものとし、業務の実施の方法その他の具体的な内容については、当該各号に定める事項のほか、当該業務に関する法令、条例その他の規程（個別の事業について甲が定める要綱等を含む。）に定めるところによるものとする。

(1) 共同生活援助事業

ア 共同生活援助 定員6人

イ 利用者への食事の提供

(2) 短期入所

2 施設等の日常の維持管理に関する業務

施設等の清潔整頓、その他環境整備に関する業務を行う。

3 施設の設備等の保全及び修繕に関する業務

法令に基づく各種設備点検業務の実施、電球その他の消耗品類の購入・交換、備品類の点検・修繕等の業務を行う。

第2 工事範囲の詳細

第9条第1項に定めるところによることを原則とし、これによりがたい場合については、甲乙協議の上で決するものとする。

第3 業務実施条件

1 基本原則

乙は、本施設が心身障害者の保健の向上及び福祉の増進を図るために甲が設置したものであることを踏まえるとともに、関係法令等を遵守して実施しなければならない。

2 人員配置

(1) 人員配置の原則

本施設に配置すべき従業者の種類及員数は、次号に定める場合及び甲が別に定める場合を除き、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の定めるところによる。

(2) 指導員の配置基準

本施設に配置すべき指導員の員数は、利用者の数を4で除した数につき1の割合が確保できる数とする。

3 規程の整備

乙は、管理業務について、必要な規程を定めなければならない。

4 アンケートの実施

乙は、甲と協議の上、利用者へのアンケートを実施する。

5 環境配慮の取組

乙は、施設の運営管理に当たっては、「めぐろ エコ・プランⅡ」の趣旨に基づき、温室効果ガスの排出量削減をはじめとした環境負荷低減に取り組むものとする。

別紙4 目黒区立のぞみ寮の管理の業務に係る個人情報取扱覚書

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本協定による業務の実施により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本協定が終了し、又は指定管理者の指定が取り消された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、本協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、本協定による業務の実施により知りえた個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損その他の事故の防止その他の個人情報の適正な管理及び安全保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、本協定による業務を実施する際の個人情報の取扱いについて規程を定め、これに従い業務を行わなければならない。この規程は、甲が示す基準を充たすものでなければならない。

(個人情報保護管理責任者の設置)

第5条 乙は、本協定による業務で取り扱う個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者を置かなければならない。

(利用及び提供の禁止)

第6条 乙は、甲の承諾がある場合を除き、本協定による業務に関して知りえた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の制限)

第7条 乙は、本協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(委託の制限)

第8条 乙は、本協定による業務を行うための個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(電子計算組織の利用)

第9条 乙は、本協定による業務で取り扱う個人情報について、電子計算組織を用いた処理（以下「電子情報処理」という。）を行おうとするときは、あらかじめ甲に協議し、その承諾を得なければならない。当該電子情報処理を行う電子計算組織の構成を変更する場合も同様とする。

2 乙が前項に基づき電子情報処理を行う場合は、電子情報処理に関する管理基準、運用手順書及びセキュリティ対策基準を定めなければならない。

(電子計算組織への記録禁止事項)

第10条 乙は、前条第1項の規定に基づき個人情報の電子情報処理を行う場合においては、次

に掲げる事項に関する個人情報電子計算組織に記録してはならない。ただし、特に必要がある場合で、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

- (1) 思想・信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種及び特別の社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) その他、甲が電子計算組織に記録すべきでないとして指定した事項

(電子計算組織の結合の禁止)

第 11 条 乙は、個人情報を処理するために、本協定による業務を処理する電子計算組織と第三者の電子計算組織とを通信回線その他の方法により結合してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

(資料等の返還等)

第 12 条 乙は、本協定による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報の記録された資料等について、業務の履行中であると完了後であるにかかわらず、甲の指示があったときは、直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、これらに係る乙の保有する電子化された個人情報についても完全に消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への指導)

第 13 条 乙は、本協定による業務に従事する者に対して、在職中であると退職後であるにかかわらず、業務の実施により知り得た個人情報を他に漏らし、又はこの協定の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知する等、従事者に対する指導及び管理を徹底しなければならない。

(実地調査)

第 14 条 甲は、必要があると認めるときは、乙が本協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の職員をして随時実地に調査させることができる。

(事故報告)

第 15 条 乙は、本協定による業務の執行に当たり事故が発生したとき又は本協定に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第 16 条 乙がこの覚書に定める条項に違反し、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙は当該損害の賠償の責を負うものとする。

(疑義等)

第 17 条 この覚書に疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上で決定するものとする。

以 上